

佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業手続き等Q&A

Q 各書類提出の期間はありますか？

A 申請書は随時、変更承認は変更工事着手前に、中止・廃止承認申請は速やかに、実績報告書は設置後速やかに（最終提出期限は2月末頃を目安に）提出してください。

Q 各書類の提出は郵送でも可能ですか？

A 郵送でも受け付けております。ただし、書類記載内容に誤り等がある場合には受付できないこともありますので、ご注意ください。その場合には、ご連絡いたします。また、書類の返送は致しません。

Q 申請書に添付する、設置予定箇所の位置図とは何ですか？

A ペレットストーブを設置する住宅の場所（所在地）が分かる地図（例えば案内図のようなもの）になります。
建物の見取図ではありません。

Q 別荘等への設置は補助金交付の対象になりますか？

A なりません。補助金は、「自ら居住し、又は居住を予定している市内にある住宅」への設置が交付の対象となり、別荘等の、所有しているだけで居住していない（住民票のない）住宅への設置は交付の対象とはなりません。

Q 要綱第4条の「居住を予定している市内にある住宅」という文言の「予定」とは、具体的にいつ頃までの予定が補助金交付の対象となりますか？

A 原則として、申請年度内に居住する予定であれば補助金交付の対象となります。

Q 工事着工はいつから可能ですか？

A 市の補助金交付決定後になります。（事前着工は認められません。）

Q 市の補助金交付決定には申請からどの程度かかりますか？

A 申請内容等を審査し、その結果交付の対象となる方には概ね20日程度で交付決定となります。

- Q 変更承認申請に添付すべき書類はありますか？
- A 変更する予定の内容がわかるもの（例：変更前と変更後の見積書、新しい設置機器がわかるパンフレット等）が必要です。
- Q 変更承認申請及び中止・廃止承認申請に記入する、申請受付番号とは何ですか？
- A 交付決定と同じ番号になります。
- Q 請求書を提出するタイミングはいつですか？
- A 「実績報告書」を提出されますと、市より「補助金等確定通知書」を送付いたします。請求書は、この「補助金等確定通知書」を受けてから提出してください。
- Q 申請時及び実績報告時の添付書類の中の「市長が必要と認める書類」とは何ですか？
- A 実績報告書類の一つである「長野県産ペレットの燃料供給に係る協定書」のことです。
- Q 請求書を提出してから口座に入金されるまでにどの程度かかりますか？
- A 市の請求書受付日から一か月程度で指定の口座に入金いたします。

※提出書類でよくある誤り等

- ・請求書の確定月日番号記入欄に交付決定時の日付等が記載してある。
- ・変更交付決定を受けた後、中止廃止承認申請や、実績報告の際に、その変更交付決定の番号・金額・日付を記載していない。（補助金額に変更がない場合は、変更の承認通知書となり、変更交付決定とは異なります。）
- ・請求書の口座名義人が申請者本人でない。（本人でない場合には任意書式の委任状が必要です。）
- ・対象設備以外のものが領収書の金額に含まれている場合には、領収書の但書の部分に、「但し、ペレットストーブ代金として〇〇円」等の記載をして下さい。